

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
VI 健全な水循環系の回復と創出 1 水循環の概念と適用 (1)水循環の概念と武庫川流域における原則	201 武庫川流域における水循環系の健全性確保に向けた原則 「武庫川水系の水は使用後に再び武庫川水系に戻す」を提案する。		－ (注) 淀川等他水系からかなりの量の水道用水等が流域内に供給されている現状や、基本方針において、流域委員会のご意見も踏まえて、「広域的な水融通の円滑化に取り組む」と示していることから、水循環を強調されることはともかく、原則とすることは現実的ではない。	左記(注)のとおり	－
(2)健全な水循環系の構築に向けた対応策	202 武庫川流域においても流域の一貫性を常に視野に入れ、上中下の流域の自然特性、土地利用、社会活動、生活環境の特性を理解しつつ健全な水環境の形成を目指さなければならない。		(本文) 川を巡る水循環について関係機関や地域住民と連携を図りながら、流域が本来有している保水・貯留機能や地下水かん養機能の保全、流域の水利用の合理化、水辺環境の保全・創出等に努める。 (参・環) 河川流域の水環境については、環境保全上健全な水循環が保たれることが必要であり、水源涵養に有効な森林・緑地、農地等の保全、多自然川づくり、ため池や水路構造への配慮等について、県民の理解を深めつつ、流域の特性に応じて、上下流の協力などにより総合的に取り組んでいくこととしている。	健全な水循環系を確保するために、関係機関や地域住民と連携して、森林や農地の水源かん養機能など、流域が本来有している保水・貯留機能や地下水かん養機能の保全等に努めることとしている。	(本文 P39) 3 健全な水循環の確保 健全な水循環系を確保するために、関係機関や地域住民と連携して、森林や農地の水源かん養機能など、流域が本来有している保水・貯留機能や地下水かん養機能の保全等に努める。
(3)水循環の評価視点 1)物理的、水文的事象からみた水循環の視点	203 連続性、水収支、熱収支、物質収支		－ (注) 水循環の視点として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
2)生活、社会活動からみた水循環の視点	204 水循環再生の評価対象、治水事業としての河道整備における健全性の評価対象		－ (注) 水循環の視点として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
(4)武庫川流域への適用 1)水循環の健全性について	205 森林域と水循環、里山と水循環、農地と水循環、溜池と水循環、ダム貯水池と水循環、水源確保と水循環		r (参・環) 流域の自然特性や土地利用、社会活動、生活環境の特性を踏まえ、健全な水循環系の構築を、関係機関と連携しつつ、県民との参画と協働のもとに取り組んでいく。検討する主な取り組みの内容は以下のとおりである。 (1) 流域の貯留浸透・涵養能力の保全・回復・増進(水を蓄える、水を育む): 森林の適正管理、農地の保全・利用、都市緑地整備、雨水貯留浸透施設整備等 (2) 水の効率的利活用(水を上手に使う): 節水、雑用水利用、回収利用、用途間の水転用、既存施設の活用、地下水の適正利用等 (3) 水質の保全・向上(水を汚さない、水をきれいにする): 汚濁負荷の発生源対策、下水道整備・高度処理、取排水地点の再編等 (4) 水辺環境の向上(水辺を豊かにする): 都市・集落内の水面確保、河川等の維持流量・環境用水の確保、水辺環境の保全等 (5) 地域づくり、住民参加、連携の推進(水との関わりを深める): 洪水被害の拡大を防ぐ地域づくり、上下流連携・協力、水文化の継承・創造等	202と同じ	(本文 P54) (1) 保水・貯留機能の保全 森林や農地、ため池が有する保水・貯留機能を保全するために、適正な管理と多様な整備を関係機関と連携して推進する。森林については、「森林管理100%作戦」、「里山林の再生」、「森林ボランティア育成1万人作戦」を展開する「新ひょうごの森づくり」に取り組むとともに、「県民緑税」を活用し、緊急防災林、里山防災林、針葉樹林と広葉樹林の混交林等を整備する「災害に強い森づくり」を推進する。 (2) 地下水かん養機能の保全 地下水かん養機能を保全するため、関係機関と連携して、公共施設における透水性舗装や浸透ますなどの貯留浸透施設の整備を推進する。
2)水環境の健全性について	206 健全な水循環は、当然良好な水環境を包含する。水環境の		－	左記(注)のとおり	－

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成 18 年 8 月 30 日 第 49 回 流域委員会 資料 2-1 武庫川の総合治水と提言の構成（案） 第 50 回 流域委員会 資料 3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針（原案）との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成 21 年 3 月	河川整備計画（原案）作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画（原案）
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
	健全性ともいうべき視点からの評価も必要である。		(注) 水環境の健全性の評価軸として今後の参考にする。		
	207 5つの評価軸を設定：自然なすがた、ゆたかな生物、水の利用可能性、快適な水辺、地域とのつながり		－ (注) 水環境の健全性の評価軸として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
2 流域社会における水利用特性 (1) 流域社会からみた水利用の実態	208 水利用の形態は取水・排水経路を含めた水の流れと武庫川の流域社会の関連を見るため、次のように分類する。		－	意見として今後の参考にする。	－
	209 生活用水、工業用水、農業用水、森林業での水利用				
(2) 生活用水の循環の健全性	210 健全な水循環を実現するためには、流域内はもちろん、流域界をこえた地域連携が必要である。		－ (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
(3) 農林業の水利用と水循環	211 水田の水利用は流域環境の改善に多大の可能性を秘めている。この可能性を顕在化させることによって、水田の社会的評価が高まり、農家の環境改善努力に見合う経済的、精神的報酬が返されることが期待される。		－ (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
(4) 二次産業における水利用	212 河川管理者が水利権を付与・更新するに際しては、河川法に規定された関係者との協議などを通じ、水利権の行使が環境に与える影響を考慮し、できるだけ環境価値の大きい形にして行く可能性を模索すべきである。		－ (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
(5) 環境用水または雑用水としての水利用	213 水循環の立場からいえば、都市用水の利用を軽減し、雑用水や環境用水の利用をエネルギーをかけない水でまかなうなど、水の利用概念を一転するものとして、今後の取り組みに活用すべきと考える。		－ (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
(6) 上流域・下流域の利水の実態 1) 上流域の実態 2) 下流域の実態	214 i) 利用状況の歴史的な経緯、ii) 六樋について、iii) 百間樋について、iv) 昆陽樋について、v) 伊子志について、vi) 観光ダム・川面樋(宝塚市)について		－ (注) 利水施設の経緯と現状を表す情報として、今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
3 上下水道および水収支 (1) 上水道 1) 水道供給ネットワークの形成	215 流域各市の上水道ネットワークの形成は必須となり、阪水、県水及び隣接各市間の連絡管の設置などを行うことを県主導で検討する。		(本文) 近年の少雨化傾向を踏まえ、水利使用者相互の応援・協力体制の強化をはじめとする広域的な水融通の円滑化に関係機関及び水利使用者と連携して取り組む。	関係機関および利水者と連携して、給水ネットワークの整備による広域的な水融通の円滑化に取り組むこととしている。	(本文 P54) 2 (1) 湧水調整および広域的水融通の円滑化 水道施設の広域化により、水道水源や供給量の安定性を高めるため、関係機関および利水者と連携して、給水ネットワークの整備による広域的な水融通の円滑化に取り組む。
	216 実現のためには、阪水、県水、各市間の水道料金の格差、連絡のための施設費などが調整を要する課題となるが、県の支援を得ることを含めて検討が必要である。		－ (注) 水道事業の性格上、県が支援することは難しいと考えられる。	左記(注)のとおり	－
2) 水道供給地域の需要状況	217 今後の人口変動、節水思想の浸透に伴う水需要の動向を把握して、将来計画に反映させることが必要である。		－ (注) それぞれの水道事業者等は水需要の動向に基づき将来の経営計画を立てている。	左記(注)のとおり	－
3) 近年の需要バランスの経緯と問題点	218 水源の多様化のためのネットワーク化が必要である。		215 と同じ	215 と同じ	215 と同じ
4) 総合治水の概念における水道の効率的利用の提言	219 人口減、原単位低下、節水、水のリサイクル・リユース、給水システムの合理化・広域サービス化、など		－ (注) 水道の効率的利用については、各水道事業者等が判断するものである。	左記(注)のとおり	－
(2) 下水道 1) 下水道の普及と地域特性 2) 異常降雨時の下水道機能	220 下水道計画はおよそ 1/5 確率年対応の設計でなされるが、甲武橋既往最大ピーク流量 2900m ³ /s に対して低平市街地の十分な雨水排除ができなかった。基本高水 4700m ³ /s に		(本文) 内水被害の著しい地域については関係機関と連携し、内水被害が軽減されるように必要に応じて調整を図る。	－	－

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
3)流域の下水道ネットワーク	221 対して十分な下水道施設と雨水排除の施策が必要である。 武庫川上流浄化センターの増設計画を見なおし、増設用地の有効利用が可能である。		(本文)と(参・治)はaと同じ	77と同じ	77と同じ。
(3)水収支 1)水収支の概念とまとめ方 2)各市の水収支の特徴	222 生活用水と都市活動による水の需要から、天水である降雨量に匹敵する、あるいはそれを上回る水量が各種用水として利用されている。		— (注)各市域の水収支の現状を分析した資料として、今後の参考にする。	左記(注)のとおり	—
	223 整理の対象とする資料が十分でないことにもよるが、収支の不明水量がかなりの水量になることが判る。		— (注)各市域の水収支の現状を分析した資料として、今後の参考にする。	左記(注)のとおり	—
	224 特に農業用水については取水権利は規定されているものの、取水実績が不明であることが多い。このことは利用実態も排水実態も不明瞭であることに結びつく。		(本文)河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については、既存の水利用、流れの連続性、動植物の生活環境、景観などを考慮しつつ、広域的かつ合理的な水利用の促進を図ることなどにより、都市用水や農業用水の安定取水を含む流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。	農業用水の慣行水利権については、取水実態の把握に努めるとともに、許可水利権への切り替えを進めることとしている。	(本文P54)(1)流水利用の適正化 農業用水の慣行水利権については、取水実態の把握に努めるとともに、取水施設の改築や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て、許可水利権への切り替えを進めるなど、河川流水の適正な利用を図る。
	225 水がどういう経路で動いているかを把握するに役立つほか、異常な水循環を見つけたすこともできる。		— (注)各市域の水収支の現状を分析した資料として、今後の参考にする。	左記(注)のとおり	—
	226 添付資料に見られる県資料による武庫川流域全体の水収支はかなり大まかなまとめであり、蒸発散量が降水量の44%という大きな値であるほか、他流域からの取水量や不明水量の値などが不明瞭である。		— (注)各市域の水収支の現状を分析した資料として、今後の参考にする。	左記(注)のとおり	—
3)自己流域水源率について	227 臨海地域に広がる人口の集中した市街地をもつ尼崎市、伊丹市、西宮市では流域水源率は低く、特に尼崎市は統計上水源のすべてが他流域にある。一方、宝塚市、三田市の水源はすべて武庫川流域内にある。		— (注)各市の自己流域水源率は市の地形特性から決まる自己水源の有無を反映したものとなっている。	左記(注)のとおり	—
(4)水収支と水循環に関わる提言	228 水の利用経路とその水量・水質を常に監視する制度を自治体の連携によって確立し、その資料を蓄積かつ共有することで、水のもつ自然の機能を損なうことのない利用に関する施策を講ずることが必要である。		— (注)意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	—
	229 各支川および身近な流路における流量を渇水時においても絶やすことのないよう、流量を維持する配慮を地域ごとに確認する制度が必要である。そのため、農業用水の排水、下水道処理水、雨水貯留水等を積極的に河道に還元することを推進すべきである。		— (注)意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	—
	230 水循環過程での「取水」と「排水」の経路が社会活動に関わる部分で、ここを健全な形で機能させ構成することこそ自然と共生する水の利用法であると言える。		— (注)意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	—
	231 以上の提言を踏まえ、3つのスローガンを提案する。【雨水を100%使おう】、【排水を100%使おう】、【地下水を100%使おう】		— (注)意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	—
4 土砂の収支 (1)環境から見た土砂収支の重要性	232 水系を通して山地から河口まで連続して土砂の発生量、移動量および存在量を把握して土砂の収支を捉えることが重		s(本文)武庫川の良好な河川環境や河川景観、多様な水利用を踏まえ、河川の土砂堆積、植生、	河道の堆積状況を適宜監視することにより、土砂収支の把握と安定した河道の維持を図ることと	(本文P64)3 モニタリング 治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
	要である。		瀬・淵、水質等の適切なモニタリングを行うとともに水位、流量等の水文資料を蓄積し、河川整備や維持管理に反映させる。	している。	理を行うため、流域内の雨量観測、河川の水位・流量観測、土砂堆積、水質、植生、瀬・淵等の調査を継続して行い、その結果を記録して必要なデータを蓄積していく。
(2)総合的な土砂管理の必要性	233 六甲山系をはじめとする多くの砂防関連施設に関し、その施設の機能効果、および周辺の土砂生産と今後の砂防施設の必要性について、情報を整備すること。		— (注) 土砂生産を抑制し、流出を調節する必要がある箇所において砂防関係施設を整備している。	左記(注)のとおり	—
	234 河川環境に及ぼす影響の検討のため、流出水量および土砂量の観測体制を強化し、特に本川との合流地点付近の堆積土砂や流送土砂の推定に供すること。		(本文) sと同じ	232と同じ	232と同じ
	235 既設ダムや主要なため池の堆砂状況と流入土砂および排砂量の特性を把握し、下流の河川環境に及ぼす影響等を検討すること。		— (注) 法河川上のダムについては、ダム管理者が堆砂状況を把握している。なお、排砂は行っていない。	左記(注)のとおり	—
	236 本川および主要支川の河床材料の調査を定期的に行い、河床の上昇・低下の状況を把握すると同時に、生物の生息環境との関わりや影響について調査すること。		(本文) sと同じ	河道の堆積状況を適宜監視することにより、土砂収支を把握するとともに、「ひょうごの川・自然環境調査」により、定期的に生物の調査を実施していくこととしている。	232と同じ
	237 市街地および都市化の進展する地域において、土砂の移動に関して監視できる施設を整備すること。		(本文) sと同じ	232と同じ	232と同じ
	238 土砂の循環の健全性を診断する制度を確立すること。この様な評価システムを確立するには、専門分野の知識と行政および地域住民の判断や協力が必要と考えられる。		(本文) sと同じ	232と同じ	232と同じ
5 水質 (1)武庫川における水質の現状と問題点 単なる水質レベルの良し悪しだけから武庫川という河川を評価すると、流域全体そしてその水系における水循環や水環境の視点からの評価を見逃すことになりかねない。水質に関係してより深く理解しておかねばならない事項をまとめて次に記す。	239 武庫川の水質を評価する基準点は大橋、百間樋、甲武橋の3点で武庫川水系の水質状況を把握するには極めて不十分である。出水時の濁質や他の汚濁負荷の推定に必要な測定がなされていない点は問題である。		(本文) 水質については、高度処理を含む下水道整備等や排水規制の徹底などによる行政指標としての水質の向上だけでなく、河川の景観、沿川住民の河川とのふれあい、動植物の生活環境等を考慮し、下水道等の整備や、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、関係機関や地域住民と連携して更なる水の質の向上に努める。 (参・環) 3つの基準点以外にも補助基準点で実施 ※出水時の観測はなし	武庫川本川では、この3つの基準点を補完する補助監視点として9地点で水質調査を実施している。また、主な流入支川でも水質調査を実施している。	(本文 P62) (2) 水質調査等の継続実施 定期的な水質調査や底質調査を関係機関と連携して継続して実施することにより、水質の状況を的確に把握する。
	240 青野ダム(千丈寺湖)、丸山ダム(金仙寺湖)、川下川貯水池等、他に貯水量の大きいダムや溜池が武庫川流域にあり、これらの貯水池等において水質や水環境の状況を把握する手だてがない。		— (注) ダムについては、ダム管理者において水質調査が実施されている。	左記(注)のとおり	—
(2)水質の保全に関する提言 武庫川流域の水に関する情報整理制度の一元化を組織する行政の仕組みを作ることを提案する。	241 公共用水域の水質測定の測定点について現在の補助点を格上げし、武庫川水系の全容が同一精度で把握できるようにすることが必要である。また、水質の安定時(通常は平時)の観測だけでなく、出水時についても、流量だけでなく、少なくとも有機汚濁関連水質項目、濁度、栄養塩について測定し、貯水池に流入する負荷や下流に対する負荷の特性を把握できるようにしたい。		— (注) 環境基準点並びに補助点で水質調査を実施しているが、補助点は環境基準点を補う目的で、流域の利水、汚濁度、支川等の状況を勘案し、地点・項目・頻度等を効果的に設定し監視を行っている。	左記(注)のとおり	—

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
	242 青野ダム、丸山ダム、川下川ダム等の貯水池、ならびに主要な溜池についても同様の水質調査を行うべきである。		— (注) 青野ダム等においては、ダム管理者が定期的な水質調査を実施している。	左記(注)のとおり	—
	243 地下水と森林を意識した水質測定をすべきである。		— (注) 地下水については、カドミウム、全シアン、鉛等の健康項目を主体に、水質測定を実施している。森林(溪流)では測定していない。	左記(注)のとおり	—
	244 非意図的汚濁物質に対する水質についても関心を高めるべきである。		(本文) 水質については、高度処理を含む下水道整備等や排水規制の徹底などによる行政指標としての水質の向上だけでなく、河川の景観、沿川住民の河川とのふれあい、動植物の生活環境等を考慮し、下水道等の整備や、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、関係機関や地域住民と連携して更なる水の質の向上に努める。	県下の主要河川の水質、底質の化学物質、ダイオキシン類の調査を実施し、毎年公表している。	239と同じ
	245 工場排水に関わる業種別排水の水質特性について、公共用水域の測定結果と同様、武庫川流域を単位とした情報を迅速に公開すべきである。		— (注) 水質常時監視によって工場排水に起因すると考えられる特異な水質が観測された場合は、原因究明のため、各市とも連携をとって対応していくこととしている。	左記(注)のとおり	—
	246 身近な河川や貯水池、更には大阪湾の水質環境が満足できる程改善されない原因は何なのか、各分野の専門家は近い将来に向けた抜本的な対策を講ずる段階に来ている。		— (注) 武庫川については改善が進み環境基準を達成している。大阪湾についても一定の改善がなされたが、環境基準を達成していない水域、項目がある。水質改善に向け、生活排水処理対策、工場・事業場排水対策等を進めている。	左記(注)のとおり	—
	247 河川区域以外や特定事業場外の一般環境の場での不法行為は、河川法や水質汚濁防止法等による取り締まりは難しいが、監視地点の拡充を図る一方、限られた法的な監視体制を拡大充実することが必要である。		(参・環) 河川の良い水質を確保するためには、河川及び流域での不法投棄等による水質悪化を防止することが必要であることから、兵庫県では、不法処理監視員の設置、通報体制の整備、通報連絡先の周知徹底などの取り組みをすすめるとともに、平成15年には「産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」を制定するなど、監視体制の強化に努めている。	兵庫県廃棄物処理計画に基づき、不法投棄を許さない地域づくりの推進や警察との連携強化などに取り組んでいる。	—
6 モニタリングの意義と必要性	248 モニタリングの実施に際しては、総花的に実施するのではなく、課題を的確に設定し、一つのモニタリング項目が複数の検討課題に関わっていることを認識しつつ、必要度の高い検討課題に関して十分なデータを取得できるよう計測を進める必要がある。その一方で、高度で学術的な課題だけでなく、身近なことについて地域住民参加型のモニタリングも必要である。		(本文) sと同じ	河川整備後の維持管理に反映させるため、河床のモニタリングは適切に行う。また、地域住民が身近な河川の水質調査を行うことを通じて、川とのつながりを深めるために、わかりやすい水質指標による調査の実施を関係機関と連携して検討することとしている。	(本文P64) 3 モニタリング 治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行うため、流域内の雨量観測、河川の水位・流量観測、土砂堆積、水質、植生、瀬・淵等の調査を継続して行い、その結果を記録して必要なデータを蓄積していく。 (本文P62)(4) わかりやすい水質指標による調査 地域住民が身近な河川の水質調査を行うことを通じて、川とのつながりを深めるために、BOD等の科学的指標のみでなく、わかりやすい水質指標による調査の実施を関係機関と連携して検討する。

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
	249 実施段階で関係者・専門家が十分な討議を尽くすことが必要である。		— (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	—
7 水環境総合アセスメントの提案— 例示的考察— (1)水環境総合アセスメントとは	250 水環境総合アセスメントは、複数の事業で構成されるプロジェクトが水環境に与える影響を評価した上で、水環境の健全性の観点から最も望ましい事業配置あるいは諸事業の組み合わせを求めて行こうとするものである。		— (注) 新たな知見であり、今後情報収集し研究する。	左記(注)のとおり	—
(2)評価指標について	251 水環境の健全性をいくつかの指標に分け、複数の事業のそれぞれがそれぞれの指標に関して発揮する機能を多元的に数値的に評価する。		— (注) 新たな知見であり、今後情報収集し研究する。	左記(注)のとおり	—
(3)統合モデル 1)武庫川への還元水量の評価 2)「近い水」、「遠い水」指標 3)利水量指標 4)水質指標	252 水循環健全性を担保するひとつの方法として、水利用のデポジット制度が検討されている。これは水循環健全性を阻害するような水利用について、一定の費用を水利用者が預託(デポジット)し、流域管理に当たる行政当局が問題解決のためにこれを使用すると共に、デポジットを必要としない、水循環健全性機能を持った利水へと誘導する効果がある。		— (注) この制度を水道事業(遠い水)に適用した場合、水道事業者が一定の費用を負担することになり、これはユーザーが支払う水道料金に上乗せされることから、制度化にはユーザーの理解が必要となる。	左記(注)のとおり	—

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
Ⅶ 流域環境とまちづくり 1 まちづくりと一体になった武庫川 づくりに向けて (1)川の役割の変化と今後の川づくり の視点	253 “武庫川を知る”ことが重要であること、日常的に“武庫川を楽しむ”場として捉え検討を行うこと、非常時への対応や武庫川の良好な空間と環境を後世に継承するために、“武庫川とつきあう”方法を組み立てることが大切であると考える。		(本文) 武庫川水系においても、この「基本理念・基本方針」に基づき、歴史的に培われてきた武庫川を地域共有の財産と認識し、あわせて、洪水や渇水などの異常時のみならず365日の川づくりを常に意識し、活力にあふれ魅力的な武庫川を次代に継承していく。 t (本文) 人と河川の豊かなふれあいについては、生活の基盤や歴史・文化、風土を形成してきた武庫川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。また、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境及び治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。 u (本文) 武庫川は都市部における貴重な自然体験の場でもあることから、将来を担う子供たちはもちろんのこと多様な世代に対する継続的な取り組みとして、洪水等の自然災害について学ぶ防災学習、武庫川に係る歴史・文化資源を活用した文化学習、武庫川の多様な自然環境を教材にした環境学習等に、教育関係機関やNPOと連携して取り組む。	基本方針に記載したとおり、武庫川を地域共有の財産と認識するとともに、洪水や渇水などの異常時のみならず365日の川づくりを常に意識し、活力にあふれ魅力的な武庫川を次代に継承していく。具体的には、地域の個性を尊重しながら、魅力と個性ある景観の保全・創出に努めていくこととしている。 また、自然環境や水辺を利用した環境学習の支援を行うため、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努めることとしている。 あわせて、子供達をはじめとした多様な世代への、環境学習等に、関係機関やNPOと連携して取り組むこととしている。	(本文P61) 2 良好な景観の保全・創出 それぞれの地域の個性を尊重しながら、武庫川の河川空間の「景観」と沿川の「地域景観」を一体のものとして考え、各主体と連携して、地域の風景として魅力と個性ある景観の保全・創出に努めていく。 (本文P61) 3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保 地域の人々に武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援を行うため、関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。 (本文64) 将来を担う子供達をはじめとした多様な世代への、武庫川の多様な自然環境を活用した環境学習、洪水等の水害リスクに対する意識の向上を図る防災学習、武庫川に関する歴史・文化資源を活用した文化学習等に、関係機関やNPOと連携して取り組む。
(2) 武庫川の立地特性と変化に富む周辺環境との連携	254 沿川の特性を反映した武庫川100年の風景づくりと景観づくりが重要である。		(本文) 景観については、治水との整合を図りつつ、関係機関や地域住民と連携し、上流域の緩やかに蛇行して流れる武庫川と田園景観、中流域における武庫川峡谷の自然景観、下流域の都市景観との調和など、各地域の特性を反映した武庫川らしい景観の保全と創出に努める。 (参・環) 流域の歴史や文化を形成してきた水文化や景観の役割を見直し、その流域の個性をひきだすと共に、地域の自然や生活と一体となった川づくりを目指す。	地域の個性を尊重しながら、武庫川の河川空間の「景観」と沿川の「地域景観」を一体と捉え、魅力と個性ある景観の保全・創出に努めていくこととしている。	(本文P61) 2 良好な景観の保全・創出 それぞれの地域の個性を尊重しながら、武庫川の河川空間の「景観」と沿川の「地域景観」を一体のものとして考え、各主体と連携して、地域の風景として魅力と個性ある景観の保全・創出に努めていく。
	255 農業用水としてまた、まちづくり資源として武庫川とどのようにつきあうべきか様々な創意工夫が考えられる。		v (本文) 「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民、NPO、企業、行政が適切な役割分担のもと連携し、「まちづくり」と一体となった川づくりを行う。	地域住民、市民団体、企業、行政が適切な役割分担のもと連携し、武庫川を軸とした流域づくりについて取りくむこととしている。	(本文P64) 阪神間の市街地を貫流する武庫川は、ふれあいと憩いの空間として多くの市民に親しまれている。この「地域共有の財産」である武庫川を守り育てるため地域住民、市民団体、企業、行政が適切な役割分担のもと連携し、武庫川を軸とした流域づくりに取り組む。
	256 武庫川の立地特性と特徴ある流域環境を上手に連携させ魅力的な都市環境づくりと武庫川づくりを目指す必要がある。		v (本文) と同じ	255 と同じ	255 と同じ
(3) 流域の人口減少と土地利用の変化を視野に入れた計画づくり	257 今後30年から100年の期間で計画を構想する際、これら流域の人口減少や高齢化社会の進展、土地利用や産業構造の		w (本文) 流域の社会経済情勢の変化に即応するよう、流域関係市の総合計画、都市計画区域マス	—	—

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
	大きな変動を十分視野に入れた計画づくりが必要である。		タープラン等との調整を図り、かつ土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。		
(4) 流域連携の基礎づくりと武庫川を守り育てる仕組みづくり	258 上流から中流下流に至る流域住民や活動母体の連携を行うとともに、武庫川を守り育て活かすこと、武庫川をよく知り学ぶことにより、武庫川との適切な付き合いを持続する必要がある。これにより日常の利活用とともに非常時の防災や減災が可能となる。		x (本文) 地域住民、NPO、企業、行政が適切な役割分担のもと連携し、「まちづくり」と一体となった川づくりを行う。そのため、河川に関するさまざまな情報を幅広く共有することにより地域社会と河川の良好な関係を構築するとともに、多様な主体が取り組む川づくりについて流域関係市との連携を図りながら、必要な支援策を講じる。 また、武庫川は都市部における貴重な自然体験の場でもあることから、将来を担う子供たちはもちろんのこと多様な世代に対する継続的な取り組みとして、洪水等の自然災害について学ぶ防災学習、武庫川に係る歴史・文化資源を活用した文化学習、武庫川の多様な自然環境を教材にした環境学習等に、教育関係機関やNPOと連携して取り組む。	地域住民、市民団体、企業、行政が適切な役割分担のもとに連携し、武庫川を軸とした流域づくりについて取りくむこととしている。 そのため、流域市と連携し、情報の提供、活動主体の情報発信や相互の情報共有等の支援に取り組むこととしている。 また、子供達をはじめとした多様な世代への、環境学習等に、関係機関やNPOと連携して取り組むこととしている。	(本文 P64) 阪神間の市街地を貫流する武庫川は、ふれあいと憩いの空間として多くの市民に親しまれている。この「地域共有の財産」である武庫川を守り育てるため地域住民、市民団体、企業、行政が適切な役割分担のもと連携し、武庫川を軸とした流域づくりに取り組む。 地域の多様な主体が連携して流域づくりを進めていくため、活動を行う地域住民や市民団体等の主体の自主性、主体性を損なうことのないよう配慮しつつ、地域づくりやイベント、助成金等の支援措置に関する情報の提供、活動主体の情報発信や相互の情報共有、川づくりに参画する場の提供などの支援について、流域市などの関係機関と連携して取り組む。 また、将来を担う子供達をはじめとした多様な世代への、武庫川の多様な自然環境を活用した環境学習、洪水等の水害リスクに対する意識の向上を図る防災学習、武庫川に関する歴史・文化資源を活用した文化学習等に、関係機関やNPOと連携して取り組む。
(5) 武庫川づくりのための基礎資料づくり	259 武庫川の過去と現状に関するデータベースとなるものが必要と考え、「武庫川カルテ」の作成と活用及び持続的整備を提言する。		— (注) 既に、流域委員会委員の有志により、一般住民が武庫川に関心を持つ手引き書として、「武庫川カルテ」をもとに「ガイドブック」の編集・発行が予定されている。	左記(注)のとおり	—
	260 武庫川に関わる人、もの、場所、環境、伝承、武庫川を活用した地域活性化や地場産業振興、及び今後武庫川づくりや武庫川からの減災や防災を推進するための組織や仕組みづくり等、武庫川づくりを推進するための基礎資料を整え、発信する必要がある。これを「武庫川塾ネット」と定義し、データ整備と蓄積、活用することを提言する。		y (本文) 河川に関するさまざまな情報を幅広く共有することにより地域社会と河川の良好な関係を構築するとともに、多様な主体が取り組む川づくりについて流域関係市との連携を図りながら、必要な支援策を講じる。	流域市と連携し、情報の提供、活動主体の情報発信や相互の情報共有等の支援に取り組むこととしている。	(本文 P64) 地域の多様な主体が連携して流域づくりを進めていくため、活動を行う地域住民や市民団体等の主体の自主性、主体性を損なうことのないよう配慮しつつ、地域づくりやイベント、助成金等の支援措置に関する情報の提供、活動主体の情報発信や相互の情報共有、川づくりに参画する場の提供などの支援について、流域市などの関係機関と連携して取り組む
2 武庫川づくりの基礎資料の整備と活用 (1) 武庫川カルテの整備と公表及び活用 1) 武庫川カルテの整備	261 「武庫川カルテ」をさらに拡充し、活用することにより川とまちの自然資源、社会資源のネットワーク化及び流域住民が「武庫川を知り、武庫川を楽しみ、武庫川とつきあう」ための有効な手段としたい。		— (注) 既に、流域委員会委員の有志により、一般住民が武庫川に関心を持つ手引き書として、「武庫川カルテ」をもとに「ガイドブック」の編集・発行が予定されている。	左記(注)のとおり	—
2) 武庫川カルテの公表と活用	262 武庫川カルテのパンフ化、マップ化、さらには出版物として編集し日常的に地域住民等が武庫川づくりに積極的に関わり、さまざまな場面で協働していけるきっかけづくりと		— (注) 既に、流域委員会委員の有志により、一般住民が武庫川に関心を持つ手引き書として、「武庫	左記(注)のとおり	—

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
	したい。		川カルテ」をもとに「ガイドブック」の編集・発行が予定されている。		
	263 流域委員会終了後もフォローアップ委員会等により更なる資料収集や観察調査、ヒアリング調査を実施し、武庫川情報を満載した出版物としたい。		－ (注)既に、流域委員会委員の有志により、一般住民が武庫川に関心を持つ手引き書として、「武庫川カルテ」をもとに「ガイドブック」の編集・発行が予定されている。	左記(注)のとおり	－
	264 小中学校での武庫川研究会や勉強会に活用するなど武庫川づくりの後継者育成にも役立てたい。		(本文) uと同じ	子供達をはじめとした多様な世代への、環境学習等に、関係機関やNPOと連携して取り組むこととしている。	(本文 P64) また、将来を担う子供達をはじめとした多様な世代への、武庫川の多様な自然環境を活用した環境学習、洪水等の水害リスクに対する意識の向上を図る防災学習、武庫川に関する歴史・文化資源を活用した文化学習等に、関係機関やNPOと連携して取り組む。
(2) 武庫川塾ネット(仮称)の整備と活用	265 「武庫川づくり」について、「武庫川流域圏内に点在する武庫川に関連する“地域資産”を再編し活用するために、これらによるネットワークを構築し、地域資産の活用を流域圏住民に促し、それによって武庫川流域圏における川と人、人と人(流域圏住民相互)の“つながり”と理解を深める」という目的を掲げる。そのための具体的な対策として、流域圏内で武庫川に関して「何か」を提供できる「人と人々(個人、市民団体等)」「場所」「施設や機関のデータ」を整備することを提案する。		(本文) yと同じ	260と同じ	260と同じ
(3) 環境を軸とした上中下流の連携	266 武庫川において環境を軸とした上中下流の連携を推進することを提案する。武庫川の資源を活かし、川まち交流拠点などを活用し、「武庫川」と「環境」をキーワードに、団体や人々の連携を促す。連携のための具体的な方法としては武庫川をフィールドとした総合的な環境学習・教育、および、自然・文化学習の推進が適切である。上中下流の連携は、住民を主役として行政をサポート役として、流域の住民が主体的に連携していくことが望ましい。		(本文) xと同じ z(参・環)武庫川づくりを流域住民と連携して進めていくためには、流域住民が川と接する機会を増やし、川への愛着や関心を向上させていくことが重要である。このため、教育機関や地域の各団体と連携し、流域全体で武庫川づくりを進めていく必要がある。 (参・環)環境学習・教育の総合的推進を記載	258と同じ	258と同じ
	267 武庫川100年の川づくりを考えると、武庫川の資源(地域資産や地域資源)を生かして、源流から河口までの流域圏住民の連携をより大きく広げていくことは、非常に重要である。		α(本文)地域住民、NPO、企業、行政が適切な役割分担のもと連携し、「まちづくり」と一体となった川づくりを行う。そのため、河川に関するさまざまな情報を幅広く共有することにより地域社会と河川の良好な関係を構築するとともに、多様な主体が取り組む川づくりについて流域関係市との連携を図りながら、必要な支援策を講じる。	地域住民、市民団体、企業、行政が適切な役割分担のもとに連携し、武庫川を軸とした流域づくりについて取りくむこととしている。 そのため、流域市と連携し、情報の提供、活動主体の情報発信や相互の情報共有等の支援に取り組むこととしている。	(本文 P64) 阪神間の市街地を貫流する武庫川は、ふれあいと憩いの空間として多くの市民に親しまれている。この「地域共有の財産」である武庫川を守り育てるため地域住民、市民団体、企業、行政が適切な役割分担のもとに連携し、武庫川を軸とした流域づくりに取り組む。 地域の多様な主体が連携して流域づくりを進めていくため、活動を行う地域住民や市民団体等の主体の自主性、主体性を損なうことのないよう配慮しつつ、地域づくりやイベント、助成金等の支援措置に関する情報の提供、活動主体の情報発信や相互の情報共有、川づくりに参画する場の提供などの支援について、流域市などの関係機関と連携して取り組む

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
(4)川づくりにつながる川の学習	268	川づくりにつながる川の学習(武庫川学習)の推進を提案する。 理科教育に留まらず川全体をとらえる自然学習の推進、川のすばらしさと恐ろしさを同時に体得する学習の推進、上中下流の相互交流の推進、情報交換の推進	(本文①) tと同じ (本文②) xと同じ (参・環) zと同じ	自然環境や水辺を利用した環境学習の支援を行うため、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努めることとしている また、子供達をはじめとした多様な世代への、環境学習等に、関係機関やNPOと連携して取り組むこととしている。 流域市と連携し、情報の提供、活動主体の情報発信や相互の情報共有等の支援に取り組むこととしている。	(本文P61) 3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保 地域の人々に武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援を行うため、関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。 (本文P64) 地域の多様な主体が連携して流域づくりを進めていくため、活動を行う地域住民や市民団体等の主体の自主性、主体性を損なうことのないよう配慮しつつ、地域づくりやイベント、助成金等の支援措置に関する情報の提供、活動主体の情報発信や相互の情報共有、川づくりに参画する場の提供などの支援について、流域市などの関係機関と連携して取り組む。 また、将来を担う子供達をはじめとした多様な世代への、武庫川の多様な自然環境を活用した環境学習、洪水等の水害リスクに対する意識の向上を図る防災学習、武庫川に関する歴史・文化資源を活用した文化学習等に、関係機関やNPOと連携して取り組む。
(5)武庫川「流域文化」の育成と伝承	269	武庫川との関わりを伝えるためにも、武庫川の流域圏の人々をつなぎ、人々と川をつなぐ行事(イベント)や祭、地産地消活動を有機的な連携を意識して展開させることが必要である。	(本文) αと同じ	267と同じ	267と同じ
3 武庫川らしい流域景観の保全と創出 (1)武庫川100年の風景づくりにむけて 1)武庫川100年の風景づくりと沿川景観整備方針づくり	270	今後、武庫川の立地特性、周辺地域の土地利用特性に即した沿川景観づくりやさらに超長期的視野に立った武庫川100年の風景づくり及び良好な既存景観や風景の保全育成策を含めた武庫川の景観マスタープランや武庫川100年の風景づくりマスタープラン等が必要である。	β(本文) 景観については、治水との整合を図りつつ、関係機関や地域住民と連携し、上流域の緩やかに蛇行して流れる武庫川と田園景観、中流域における武庫川峡谷の自然景観、下流域の都市景観との調和など、各地域の特性を反映した武庫川らしい景観の保全と創出に努める。 γ(参・環) 流域景観の保全に関する兵庫県の取り組みを記載 ・景観の形成等に関する条例 ・兵庫県公共施設景観指針 ・地域景観形成等基本計画 ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例	市と地域が主体となって、武庫川らしい地域景観が保全・創出されることを期待し、可能な協力を行う。河川整備にあたり、河川区域の景観については保全に努めることとしている。	(本文P61) 県では、地域景観マスタープランを丹波地域で策定して、武庫川を地域の景観形成の重点軸として位置づけており、下流域では各市が景観に関する条例を制定している。それぞれの地域の個性を尊重しながら、武庫川の河川空間の「景観」と沿川の「地域景観」を一体のものとして考え、各主体と連携して、地域の風景として魅力と個性ある景観の保全・創出に努めていく。 河川整備の際には、公共施設に係る景観の形成及び公共施設とその周辺地域の景観の調和を図ることを目的に定めた「兵庫県公共施設景観指針」をもとに、周辺の景観にも配慮した施設整備に努めていく。具体的には、可能な限り自然素材や多自然工法を採用するほか、堤防法面や高水敷の緑化修景にも努める。
2)武庫川と沿川地域に関わる景観整備のための基礎調査の実施	271	武庫川に対し各市バラバラの景観政策しかない中で、武庫川を中心とした景観や風景づくりという視点の基礎調査や計画立案が急がれる。武庫川のそれぞれの特性を配慮した	β(本文) と同じ γ(参・環) と同じ	270と同じ	270と同じ

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成 18 年 8 月 30 日 第 49 回 流域委員会 資料 2-1 武庫川の総合治水と提言の構成（案） 第 50 回 流域委員会 資料 3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針（原案）との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成 21 年 3 月	河川整備計画（原案）作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画（原案）
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
	景観や風景づくりはもちろん、沿川市街地景観と一体となった魅力的かつ個性的な景観形成、河川空間を活かした街並み景観、周辺の山並みと河川空間との一連のビスタライン（眺望景観や視線軸）を阻害しないような建築規制、武庫川らしい河川景観づくりのための地場産材の活用など多くの課題がある。				
3)武庫川の代表的流域景観の保全	272 武庫川流域には周辺地域の特色ある景観や風景と相まったすばらしい景観ポイントや地域がある。これらの地区やポイントについては今後の治水計画や整備事業と十分調整を図るべき地点として十分留意することを指摘しておく。		β（本文）と同じ γ（参・環）と同じ	270 と同じ	270 と同じ
4)武庫川ならではの河川と一体となった歴史・文化景観の保全と再生	273 武庫川に現存する以下の地域資源や地域資産については、継承保全すること及びまちづくり等と協働整備を行うことにより一体的景観や風景として保全していくことを提案する。		β（本文）と同じ γ（参・環）と同じ	270 と同じ	270 と同じ
	274 既に存在しなくなった遺構や遺跡、伝承伝説地については、武庫川の過去を後世に継承する施策として再生を図ることを提言する。		— （注）市と地域が主体となって、武庫川らしい地域景観が保全、創出されることを期待し、可能な協力を行う。	左記（注）のとおり	—
(2) 田園景観と調和した流域景観の保全と創出 1)上流域の田園景観と調和した武庫川景観および田園集落景観の保全と整備	275 景観ポイント ①ススキ・オギ群落の晩秋の景観、②篠山産業高校丹南校から北側の田園景観、③草野、油井地区の田園景観、④曲地区の農村景観、⑤幣之島橋から吉田橋までの右岸の里山景観、⑥正明寺橋から乙ヶ瀬橋までの左岸の農村景観、⑦西野上の園景観⑧大池川周辺の農村景観、⑨道場周辺の農村景観		β（本文）と同じ γ（参・環）と同じ	270 と同じ	270 と同じ
(3) 峡谷景観の保全と育成 1)武庫川峡谷(武田尾溪谷)自然景観の保全と育成、溪谷景観を守る活動の推進	276 武庫川峡谷の主な資源や景観については、これらの自然環境と貴重な風景や景観を後世に継承すべきであると考え。そのためには、①武庫川峡谷に年間どこからどのような人々が訪れ、どのような目的で、どんな活動をし、どのような評価をしているか、入り込み状況調査の実施、②武庫川峡谷（特に川下川合流部から名塩川合流部まで）の自然景観に対し人工的なものは排除する、③峡谷外からの外来種の除去（詳細は環境 WG 提言内容を参照）、④武庫川溪谷の景観を守る活動を行う団体の育成、などの施策と実行が必要である。また、⑤溪谷沿いの旧国鉄廃線敷はハイキング道として多くの人々が利用し、非常に魅力的な場所であるが、土地所有は民地であるため公的所管あるいは借り上げにし、危険回避策など整備が必要である。		β（本文）と同じ γ（参・環）と同じ	地域の個性を尊重しながら、各主体と連携して、地域の風景として魅力と個性ある景観の保全・創出に努めていくこととしている。 ①武庫川峡谷環境調査において利用実態を把握した。 ②現状でも人工的なものが存在し、それを排除することは困難。（橋梁、廃線敷き、トンネルが存在する） ③峡谷だけではなく、水系全体で関係機関や地域と連携して外来種駆除に努めていく必要があると考えている。 ④武庫川峡谷の景観を守る活動を行う団体に対して、流域市と連携し、情報の提供、活動主体の情報発信や相互の情報共有等の支援に取り組んでいく。 ⑤今回の整備計画では、事業を実施しないため、整備は困難。	（本文 P61）それぞれの地域の個性を尊重しながら、武庫川の河川空間の「景観」と沿川の「地域景観」を一体のものとして考え、各主体と連携して、地域の風景として魅力と個性ある景観の保全・創出に努めていく。
2)自然公園法による武田尾溪谷の自然公園指定	277 当該地域を自然公園法による県立自然公園に指定するよう要望する。武庫川峡谷の広域的位置づけ等を踏まえ公園化の検討を提案する。		—	県立自然公園は、県を代表する優れた自然の風景地を指定している。新たな自然公園を指定する場合は、国の「自然公園選定要領」に準じて、景	—

<p style="text-align: center;">武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日</p> <p style="text-align: center;">第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より</p>		<p style="text-align: center;">整備計画 策定時に 検討する とした 項目</p>	<p style="text-align: center;">武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月</p>	<p style="text-align: center;">河川整備計画(原案)作成時の県の考え方</p>	<p style="text-align: center;">武庫川水系河川整備計画(原案)</p>
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
(4)都市景観と一体化した景観の保全と創出 1)三田市中心市街地と武庫川の一体的景観の整備	278 武庫川と市街地、まちが一体となった魅力的環境整備を実現するために以下のような提案を行う。 ①街側の再整備や街並み景観の整備と合わせた武庫川の整備が必要である。 ②こうした行事の再生を目指して川沿いの道路を歩行者空間とし、朝市・夜市等の街頭イベントを行い川側へ市民の関心を向けることも必要である。 ③武庫川と一体となった街並み景観を創造する必要がある。 ④武庫川の河床と市街地の高低差が大きく、直接親水性を確保することが困難であるため、市街地の水路網を復活させ、せせらぎのある街並みづくりを推進する。 ⑤堤防から高水敷に至るアクセスや河川内の飛び石など親水性を高める必要がある。 ⑥市街地に多くの橋があるが、特色に欠ける。たとえば橋詰広場や展望コーナーを設ける、ライトアップを行うなど付加価値を高める工夫が必要である。 ⑦沿川側道に高木植栽を行う、護岸の緑化に努めるなど河川空間の魅力アップも図る必要がある。 ⑧魅力的かつ快適な堤防上の遊歩道整備や緑化修景、親水空間整備等に努める。 ⑨以上については今後NPOや市民参加による検討機会が必要である。		β(本文)と同じ γ(参・環)と同じ	270と同じ	270と同じ
2)宝塚市中心市街地と武庫川の一体的景観の整備	279 建築活動が武庫川と背を向ける形で進行したため、中心市街地を貫流する武庫川を十分活用した街並みと景観形成となっていないことが大きな課題である。このような課題に対し以下の提案する。 ①武庫川と周辺市街地を一体の空間として捉えた取り組みが必要である。 ②市街地と武庫川を結ぶ小道や階段、河川空間を回遊できる横断施設や高水敷などの整備。 ③両岸の護岸の緑化や民有地の緑化。 ④観光ダムについては賛否両論がある。この地区については中心市街地の中で最も重要な位置にあるため今後市民参加により、整備計画の検討を進める必要がある。 ⑤その他中心市街地から下流に対する対応策として以下の点について整備改善を図る必要がある。 ・宝塚大橋下流部左岸のビスタ及びスカイライン確保のための高層建築物規制(新規開発地) ・宝塚大橋下流部の両岸堤防の散策路設置、高水敷の整備、		β(本文)と同じ γ(参・環)と同じ	270と同じ	270と同じ

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容		主な内容		主な内容
3)橋を活かす工夫の提案		流入河川渡渉路(飛び石)設置 ・宝塚新大橋下流左岸側堤防上に遊歩道設置(天神川合流部まで) ・宝塚新大橋北詰は横断できない、また新大橋より下流はクリーンセンター専用道路であり、クリーンセンターより下流は大堀川合流部まで散策路になっていない。大堀川から天神川までも同じ状況であり改善の要がある ・親水空間の整備(宝塚駅周辺、宝塚南口駅周辺、末広中央公園(末広小学校)周辺、美座小周辺) ・伊子志の渡し跡整備			
	280	橋の立地特性と役割、デザインや素材、幅員、橋から見える景観や風景の特徴等を把握した上で、武庫川の魅力を増進させ、また、まちと武庫川の接点をより付加価値ある場所にするためのさまざまな工夫を検討する必要がある。	β(本文)と同じ γ(参・環)と同じ	橋は河川景観の重要な要素と考えており、道路管理者等と連携して、橋梁を架け替える際には景観に十分配慮することとしている。	270と同じ
4)武庫川の旧渡し跡の継承と整備	281	武庫川には多くの魅力的かつ個性的な橋がたくさんあるが、これらの橋とまち、武庫川を結びつける交流拠点あるいは休憩、展望、眺望スポットとして付加価値を高めるような整備が望まれる。また、河川断面に余裕のあるような場所がかつ周辺地域との連携が必要な場所であれば、沈下橋のような整備も考えられる。	β(本文)と同じ γ(参・環)と同じ	280と同じ	270と同じ
	282	今後の河川整備や沿州市街地整備とあわせるとともに、「川まち交流拠点」整備の一環として旧渡し跡の継承と武庫川の歴史を伝えるような工夫と整備が必要である。武庫川の歴史や故事を知り川と親しめる場づくりとして、河積を阻害しない範囲で“飛び石”の設置等も提案したい。	— (注)歴史を伝える整備への意見として、今後参考にする。	左記(注)のとおり	—
(5)武庫川の景観を活用した都市景観の整備 1)下流域各市におけるこれまでの武庫川の位置づけ 2)各市間で異なる武庫川への景観意識 3)協調性のある武庫川の景観を創出し都市景観整備の一環としてとらえる 4)協調性のある魅力的な景観に導くための方策	283	これからの「武庫川づくり」にあたっては、これらをさらに発展させ、保全し、各市による河川のとらえ方の微妙な相違を解消し(よいものは相互に引用)、同じ河川として最低限協調、統一すべきことについて調整することが必要である。	β(本文)と同じ γ(参・環)と同じ	市と地域が主体となって、武庫川らしい地域景観が保全・創出されることを期待し、可能な協力を行う。河川整備にあたり、河川区域の景観については保全に努めることとしている。	270と同じ
	284	「武庫川下流域・水辺の景観マニュアル」あるいは「武庫川下流域・景観作法集」等を策定し、総合治水条例の中に「武庫川景観条項」として挿入することを視野に入れることが考えられる。	—	意見として今後の参考にする。	—
4 河川空間のあり方と都市的活用を見直す (1)高水敷や堤防など線的空間活用の工夫および沿川空間の活用 1)河川空間利用の再考	285	高水敷の利用については、連続した長い距離が確保できるという高水敷でしか実現し得ない特徴を活かした線的活用(例えば、サイクリング、マラソン)に限定して行うこととする。	— (注)河川公園の利用形態を見直す場合は、利用者のニーズを踏まえつつ、公園管理者と協議する必要があるため、今後の課題とする。	左記(注)のとおり	—
	286	自然公園の利用にシフトすることを提案する。	— (注)河川公園の利用形態を見直す場合は、利用者のニーズを踏まえつつ、公園管理者と協議する必要があるため、今後の課題とする。	左記(注)のとおり	—
	287	現在、堤防上が一般車道として利用されている区間についても、堤防強化等河川改修時にあわせて、堤防上を歩道専	— (注)堤防道路を変更する場合は、地域住民の意	左記(注)のとおり	—

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
			向を踏まえつつ、道路管理者と協議しながら検討する必要があるため、今後の課題とする。		
(2) 河川空間の都市公園的利用の見直し 1) 河川空間の利用実態に関する基礎調査の実施	288 今後、武庫川の河川空間利用を具体的に検討し、適切な計画を策定するには基礎データの早急な収集が必要である。とくに、下流域の密集市街地住民の公園緑地確保が困難の中、河川空間の代替機能周辺施設に求めるとすれば量と質に関する合理的な資料が必要である。		—	意見として今後の参考にする。	—
2) 河川空間を河川主体の姿に戻す	289 低水路の蛇行化や高水敷と低水路護岸の人工的整備の見直しなど、少しでも自然に近い環境に戻すことが必要である。都市に隣接する貴重な自然環境空間として、都市公園的利用から自然公園的利用にシフトすることを促進する。		(本文) 河川環境の整備と保全については、流域の人々と武庫川との関わりを考慮しつつ、治水、利水、河川利用との調和を図りながら、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を保全・再生するとともに、武庫川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、これらを次世代に引き継ぐよう努める。	河口部においては、周辺の地下水の利用状況等を勘案し、適切に対応することを前提に、潮止堰等の撤去と、干潟の再生により、河川本来の姿に近づくものと考えている。	(本文 P57) 対策1 魚類等の移動の連続性確保 河床掘削に併せて潮止堰等を撤去することにより、汽水・回遊種の生息環境の改善を図り、アユやウキゴリ等の回遊魚の遡上を促進するとともに、上流側の床止めに設置している魚道を改良する。 (本文 P58) 対策2 干潟の創出 河口部における生物多様性の回復やアユ等の生息場所確保のために、水制工等を設置して干潟の創出に努める。
(3) 河川と都市の交流促進策として「川まち交流拠点」の整備 1) 「川まち交流拠点」の整備	290 魅力的資源や資産と武庫川を結びつけることにより、武庫川の新しい魅力と付加価値が生まれることになる。また、武庫川の上流と中流下流を有機的に結びつけ、まちと川だけでなく人と人の結びつきと連携を生み出すことになる。そのための仕掛けとして人々が集まりやすいところに「川まち交流拠点」を設けることを提案する。		— (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	—
2) 「川まち交流拠点」の配置方針と整備イメージ	291 「川まち交流拠点」の目的は、武庫川沿川のまち、農山村、森林等との連携、さまざまな地域資源との結びつき、観察や散策拠点、各種情報発信や情報収集、協働的活動拠点、休憩案内拠点など多様な機能と役割が考えられる。		— (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	—
3) 武庫川自然・文化学習の場として活用	292 武庫川の自然環境の豊かさ、多様性、地域との歴史・文化的つながりの強さについては2節で指摘してきた。これらの武庫川に関わる資源や資産を沿川地域の小中学校生徒の自然・文化学習の場として活用することを提案する。		δ(本文①) 人と河川の豊かなふれあいについては、生活の基盤や歴史・文化、風土を形成してきた武庫川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る。 (本文②) uと同じ	自然環境や水辺を利用した環境学習の支援を行うため、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努めることとしている。 あわせて、子供達をはじめとした多様な世代への、環境学習等に、関係機関やNPOと連携して取り組むこととしている。	(本文 P61) 地域の人々に武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援を行うため、関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。 (本文 64) 将来を担う子供達をはじめとした多様な世代への、武庫川の多様な自然環境を活用した環境学習、洪水等の水害リスクに対する意識の向上を図る防災学習、武庫川に関する歴史・文化資源を活用した文化学習等に、関係機関やNPOと連携して取り組む。
	293 これらのポイントと環境を上手に活用し沿川の学習ゾーンとして活用を図るとともに、上流、中流、下流の小中学生交流の場として活用することを提案する。		(本文) δと同じ (本文) uと同じ	292と同じ	292と同じ
(4) 武庫川と都市・田園・水・みどりネットワークの整備	294 沿川の地形的条件、ならびに堤防形態などを勘案し、緑化に対応するための堤防補強策と、遊歩道整備も含めた計画		—	意見として今後の参考にする。	—

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
1)武庫川堤防緑化の促進	295 づくりと推進が必要である。 高水敷、堤防法面に既存する樹木の養生を含めた保全管理と、計画的植栽の推進が必要である。老木や治水上支障とみなす樹木については、災害防止の観点から適正な対策を図ることも必要である。		(本文)洪水の安全な流下に支障となる河道内に堆積した土砂や、河道内の樹木については、環境に十分配慮した上で掘削・浚渫・伐採を行い、適正な河道維持に努める。	高水敷等の樹木の保全管理や、治水上支障となる樹木等の除去に努めることとしている。	(本文 P63) 河道については、河床低下や異常な洗掘箇所について、根固め工などの洗掘対策を行うほか、土砂堆積や樹木の繁茂により流下能力が著しく低下している箇所については、河道掘削等を実施する。
2)武庫川緑地と市内の水とみどりのネットワークづくり	296 武庫川の緑地及び水資源の沿川市街地への展開とネットワーク化を提案する。		－ (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
	297 ①下流域の市域の大半は、この地域に武庫川を起点とする水とみどりの網の目を整備し、より一層の環境改善を図る必要がある。武庫川緑地を起点とした、まちと武庫川を結ぶ緑道やサイクリングロード、せせらぎ水路などの整備補強により、沿川住民と武庫川のふれあいの増強を図り、快適な水と緑空間を創出することが必要である。		－ (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
	298 ②水文化を継承し、住居地域の家並みに沿って開放流水路を維持し、より多く生活環境利水としても有効活用を図り、川が創り出す自然と人とのふれあいの環境を市街地全体に展開していくことが必要である。		－ (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
	299 ③下流域の密集市街地への環境用水として年間を通じて市街地や住宅地の水路へ定常流量を増やし、より豊かで清冽な水とふれあえる地域環境づくりに努める方策が必要である。		－ (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
	300 ④渇水時はもとより平常時の水量不足に対応するために、下水浄化処理水の武庫川への再利用が挙げられる。		－ (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－
3)流域の歴史・文化・自然を生かしたハイキングコースの整備と活用	301 武庫川を軸としたハイキングコースとして他地区、流域の市民にも周知し、「武庫川を知り、楽しむ」ことを推進拡充する。		－ (注) 意見として今後の参考にする。	左記(注)のとおり	－

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成18年8月30日 第49回 流域委員会 資料2-1 武庫川の総合治水と提言の構成(案) 第50回 流域委員会 資料3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針(原案)との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成21年3月	河川整備計画(原案)作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画(原案)
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
Ⅷ 総合治水の武庫川づくりを推進するために 1 行政の取り組み体制 (1) 総合治水対策推進本部(仮称)の設置	302	総合的な治水の推進として挙げている各方策に対して、現行法制度の枠組みの中で法的根拠が担保できるもの、できていないものの整理を行う必要がある。	— (注) 今後、実現に向けて具体的な課題を明確にして検討を進める。	河川法の適用がない流域対策及び減災対策については、「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」の策定し、これにもとづく推進体制を整備することとしている。	(本文P3) なお、「流域対策」や「減災対策」は、流域市の協力を得て進める必要があるため、「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」を設置し、別途「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」を策定する。
	303	県の行政組織内部に知事を本部長とする「総合治水対策推進本部」(仮称)の設置を提案する。	— (注) 県内部で関係部局や県民局との連携を図るため、副知事を委員長とした「武庫川総合治水推進会議」を設置している。	左記(注)のとおり	—
(2) 総合治水条例(仮称)の制定検討	304	総合治水および流域圏づくりを庁内横断的、自治体横断的、県民参加で推進するための総合治水条例(仮称)の制定検討が必要と考える。	ε(本文) これらのことを踏まえ、流域対策の効率的な推進にあたっては、必要な制度整備に向け、関係機関と調整を図る。	県と流域市が共同で流域対策及び減災対策を推進する方策等を定めた「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」の策定、この要綱にもとづいて県と流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」の設置、「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」の策定などの整備を行うこととしている。	302と同じ
	305	条例には、流域圏全体で総合的な治水を推進する理念、流域圏全体で担う治水の役割、流域の特性に応じた役割を県・流域自治体・流域住民と事業者が担うこと、推進体制の担保することを定める。	(本文) εと同じ	「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」において流域対策及び減災対策の基本理念を示すとともに、「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」の設置、「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」の策定など、県と流域市の合意を担保とする推進体制の整備を行うこととしている。	302と同じ
	306	流域災害基金の創設を提案する。	— (注) 治水対策実施の枠組みへの意見として今後の参考とする。	左記(注)のとおり	—
(3) 流域自治体との連携と協力	307	流域ぐるみで総合治水を進めていくとなると、流域自治体の役割は計画策定段階での意見の反映にとどまらず、流域各市の理解と積極的な協力がなければ事業の進展は望めない。	ζ(本文) 武庫川では、河川対策、減災対策に加え、流域が一体となって取り組むために関係機関や事業者、そして地域住民との連携を強化し、流域内の保水・貯留機能の確保等の流域対策を促進する。 (本文) εと同じ η(本文) 更に、既往洪水の実績等被災形態も踏まえ、地域住民の住まい方の転換を促すと同時に、水防情報の充実等による水防活動との連携の強化、まちづくりと連動した流域及び氾濫域の土地利用の規制や誘導等について関係機関と調整を図る。また、円滑な避難活動のためには情報の共有が不可欠であることから、河川情報の収集と情報伝達体制の整備による警戒避難態勢の充実を関係機関や地域住民と連携して推進する。	県と流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」を設置して、「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」の策定など、流域対策及び減災対策の推進体制の整備を行うこととしている。	(本文①) 302と同じ (本文②P51) 流域対策については、「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」を設置して、以下の点を踏まえ、「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」を策定し、県と流域市が協力して整備を進める。 (本文③P52) 減災対策については、「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱(仮称)」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」を設置して、以下の点を踏まえ、「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」を策定し、県と流域市が協力して進める。
	308	武庫川づくりにおいて、流域の自治体は、3つの役割を	ζ(本文)と同じ	307と同じ	(本文①) 302と同じ

武庫川の総合治水へ向けて 提言書 平成 18 年 8 月 30 日 第 49 回 流域委員会 資料 2-1 武庫川の総合治水と提言の構成（案） 第 50 回 流域委員会 資料 3-9 武庫川流域委員会からの提言と基本方針（原案）との対比 より		整備計画 策定時に 検討する とした 項目	武庫川水系河川整備基本方針 平成 21 年 3 月	河川整備計画（原案）作成時の県の考え方	武庫川水系河川整備計画（原案）
項目	主な提言内容	項目	主な内容		主な内容
	担う。 ① 河川管理者である兵庫県との連携、協力である。 ② 河川と関わりの深い農林漁業をはじめ、都市計画、土地利用規制、教育などはいずれも基礎自治体固有の行政であり、武庫川の整備や活用、将来のあり方に関することは、自治体本来の行政的な課題でもある。 ③ 武庫川づくりに取り組む流域住民にもっとも接点を持つ行政機関であり、多様な住民・市民の連携を促し、活動を支援していくための流域自治体の役割は欠かせない。		ε（本文）と同じ η（本文）と同じ w（本文）と同じ x（本文）と同じ		（本文②）307（本文②）と同じ （本文③）307（本文③）と同じ （本文④）267 と同じ
2 流域連携の取り組み体制 （1）武庫川流域圏会議（仮称）の発足と支援	309 流域圏住民同士、住民と行政の連携を強化するパートナーシップ組織として、武庫川流域圏の人々を中心に発足させる。		x（本文）と同じ	267 と同じ	267 と同じ
（2）武庫川学会（仮称）の設立と支援	310 武庫川流域圏におけるさまざまな課題に対して、武庫川をテーマに調査・研究を行い、政策提言を行うシンクタンク機能を持つ。		x（本文）と同じ	267 と同じ	267 と同じ
3 策定した計画のフォローアップと計画実施段階の参画・協働システム （1）フォローアップ委員会（仮称）の設置	311 計画執行段階における「参画と協働」による武庫川づくりを推進し、必要な審議を行い、計画実施段階の評価を行う第三者機関。議論の継続性の観点、提言の重みを委員会が受け止める観点、策定された計画が着実に実施されていく観点から、現流域委員会委員からも継続してその任につくことが望ましい。		θ（本文） 河川整備は長期間を要するものであるため、河川整備計画策定と河川整備計画策定と計画実施の各段階においてそれぞれの目標を明確に設定し、「参画と協働」のもとで段階的に整備を進めていく。	施策の実施状況等について意見を聴くため、学識経験者と地域住民で構成する「武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会(仮称)」を設けることとしている。	（本文 P65）河川整備は長期間を要するものであるため、本計画実施の各段階において「参画と協働」のもとで整備を進めていく。 本計画の実施にあたっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮するとともに、新たに学識経験者と地域住民で構成する「武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会(仮称)」を設けて、施策の実施状況等について意見を聴く。
（2）河川整備基本方針と整備計画の見直し、または「ローリング」について	312 フォローアップ委員会の活用や、その時点で新しい流域委員会を立ち上げるなど、参画と協働の政策をより一層進化させながら、基本方針・整備計画の“ローリング”に取り組まれるよう求める。		θ（本文）と同じ	311 と同じ	311 と同じ